

限度額適用認定証の更新手続きを受付しています

「限度額適用認定証」は入院・通院の際の医療費の窓口での支払いを、自己負担限度額までとするために必要な認定証です。8月以降も引き続き使いたい場合は、再度申請が必要です。新規発行・更新手続きは市民課と喜連川市民生活室で受付しています。

住民税非課税世帯の方は入院時の食事代も軽減されるため、入院前に必ず申請してください。

詳細はこちら▶



申込条件 次のすべてに当てはまる方

70歳未満の方

- 申請時点で前年度以前の国民健康保険税を滞納していない
- 世帯の国民健康保険加入者全員が所得を申告済み

70歳以上の方

- 特別療養費支給世帯（医療費の支払いがいったん全額負担となる世帯）でない
- 世帯の国民健康保険加入者全員が所得を申告済み

問合先 | 市民課 (☎681-1116)

後期高齢者医療制度の資格確認書

後期高齢者医療制度の被保険者全員に資格確認書を7月中に郵送します。

後期高齢者医療制度の被保険者については、令和8年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、申請によらず資格確認書が交付され、マイナ保険証での医療機関受付が難しい場合もこれまで通り医療を受けることができます。

※【厚生労働省「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」の事務連絡により】

現在お使いの健康保険証または資格確認書の有効期限は7月31日までとなりますので、8月1日以降は自身で破棄するか、市民課または喜連川市民生活室まで返却してください。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)および限度額適用認定証(限度額認定証)の新規交付は終了となりました。代わりに限度区分を資格確認書に記載することができます。

有効な減額認定証または限度額認定証をお持ちの方は、申請することなく限度区分が記載された資格確認書を交付します。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8年 7月31日	
交付年月日 令和 7年 8月 1日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	宇都宮市木町3番9号
氏 名	後期 太郎
性 別	男
生年月日	昭和24年12月 2日
資格取得年月日	令和 7年 8月 1日
負担割合	2割
発効期日	令和 7年 8月 1日
限度区分	
長期入院該当	
特定疾病区分	
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39092010 栃木県後期高齢者医療広域連合

問合先 | 市民課 (☎681-1116)

さくら市の国民健康保険に加入している方へ

7月中に国民健康保険の加入者全員分の資格確認書または資格情報のお知らせを世帯主宛てに送付します。

▶資格確認書が送付される方

- マイナンバーカードをお持ちでない方
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請をした方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方



▶資格情報のお知らせが送付される方

- マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方
- ※70歳未満の方は有効期限がないため、記載事項に変更がない場合を除き、新たに発行されません。今回送付される資格情報のお知らせを大切に保管してください。



カード型の資格情報のお知らせとして切り取って使用できます▶

▶医療機関等への受診

資格確認書

資格確認書を提示することで受診できます。

限度額適用認定証等を使用する場合は一緒に提示してください。

資格情報のお知らせ

マイナンバーカードのみで受診できます。機械の不具合等によりマイナ保険証が使えない場合、資格情報のお知らせもしくはマイナポータルの資格情報画面をマイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。資格情報のお知らせやマイナポータルの資格情報画面だけでは受診できませんのでご注意ください。手続きなしで高額医療の限度額を超える窓口支払いが免除されます。※

※住民税非課税世帯の方が長期入院該当時に食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途手続きが必要です。

●他の健康保険に加入した場合は手続きが必要です

社会保険や共済組合等に加入した場合は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。市民課または喜連川市民生活室でお手続きください。



詳細はこちら▶

問合先 | 市民課 (☎681-1116)

国民健康保険高額療養費の申請について

▶ 対象世帯には診療月の約3か月後以降に支給申請のご案内（ハガキ）を郵送します

高額療養費とは、医療機関や薬局、施術所等（保険の対象となるもの）の窓口で支払った額が、一定額（世帯によって金額は異なります）を超えた世帯に、その超えた金額を支給する制度です。

▶ 領収書は大切に保管しましょう

申請の際は、領収書（保険分合計や一部負担金、保険外の高額の内訳がわかるもの）が必要です。内訳の記載がされていない領収書は原則使用できません。

問合先 | 市民課（☎681-1116）

令和7年度介護保険料（第1号被保険者）について

制度改正により所得区分の要件に変更があります。介護保険料の所得段階を決定する際の基準額である80万円が80万9千円に変更されます。なお、保険料率、保険料額の変更はありません。

保険料は、必要な介護サービスを提供するための大切な財源です。皆様のご理解ご協力をお願いします。

▶ 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（単位：円）

区分	対象者	保険料
第1段階	- 生活保護を受給している方 - 老齢福祉年金を受給している方※ - 前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方※	18,810
第2段階	前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の方※	32,010
第3段階	前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額の合計が120万円を超える方※	45,210
第4段階	世帯員に住民税課税の方がいるが本人は非課税で、前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額の合計額が80.9万円以下の方	59,400
第5段階（基準額）	世帯員に住民税課税の方がいるが本人は非課税で、前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額の合計額が80.9万円を超える方	66,000
第6～13段階	変更なし	

※世帯全員が住民税非課税

▶ 介護保険料の納め方

- ① 特別徴収（年金から天引き）の方：年金が年額18万円以上
- ② 普通徴収（納付書／口座振替）の方：年金が年額18万円未満、65歳直後、年度途中の転入、段階の変更
- 老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金を受給の方
保険料の普通徴収から特別徴収への切り替えは、4月・6月・8月・10月のいずれかの月からになり、特別徴収対象者には徴収開始前にお知らせします。口座振替をお申込みしている方でも、年金からの天引きが優先されます。なお、年度の前半の保険料は、前年度の保険料段階を基礎として計算します。

問合先 | 高齢課（介護保険制度に関すること）（☎681-1155）
税務課（介護保険料の納付に関すること）（☎681-1114）

令和7年度 国民健康保険税のお知らせ

▶ 国民健康保険税医療分および後期分の課税限度額が変わります

区分	改定後	比較
医療分（限度額）	660,000円	+10,000円
後期分（限度額）	260,000円	+20,000円

※後期分とは後期高齢者医療制度を支援するための保険税です。（すべての加入者が対象）

▶ 国民健康保険税の軽減判定所得基準が変わります

一定所得以下の世帯は、均等割と平等割について次の割合で減額されます。
軽減制度の適用には、世帯主および国民健康保険加入者の前年中の収入の申告が必要です。

【低所得者の減額措置の対象となる世帯の判定方法】

区分	所得の基準（世帯主とその世帯に属する国民健康保険被保険者の総所得額の合算額）
	改正後
7割軽減	改正なし 43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円
5割軽減	43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円＋30万5,000円×被保険者数（※2）
2割軽減	43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円＋56万円×被保険者数（※2）

※1：一定の給与所得者（給与収入が55万円超）と公的年金等に係る所得を有する方（65歳未満：公的年金収入が60万円超、65歳以上：公的年金収入が125万円（15万円の特別控除含む）を超える方）

※2：同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含む。

問合先 | 税務課（☎681-1114）

後期高齢者医療制度の保険料率等について

保険料率は、被保険者数および医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されます。
令和6・7年度の保険料率等については、次のとおりです。

均等割額	45,600円
所得割率	8.84%
賦課限度額	800,000円

- 均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。
- 所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のことです。
- 賦課限度額とは、賦課される保険料（年額）の上限額のことです。

▶ 軽減措置について

世帯の軽減判定所得基準の引上げで、均等割額5割軽減は、30.5万円に、2割軽減は、56万円に変わります。

なお、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、令和7年度も継続されます。

問合先 | 市民課（後期高齢者医療保険制度に関すること）（☎681-1116）
税務課（後期高齢者医療保険料に関すること）（☎681-1114）

令和7年度区長会の新役員が決定しました

1列目左から

- 古澤 利通(喜連川中央・理事)
- 村上 正憲(勝山町・副会長兼会計)
- 田崎 良美(喜連川北・会長)
- 荒川 明英(石町・副会長)
- 笹沼 英次(鷺宿・理事)
- 印南 博行(馬場六・理事)

2列目左から

- 渡辺 誠一(喜連川南・理事)
- 和氣 忠夫(大中・理事)
- 西川 敏嗣(大野東・理事)
- 樋口 洋美(大野西・理事)
- 森田 克巳(早乙女・監事)
- 大橋 克世(鍛冶ヶ澤・監事)

名前のみ

- 小山 研一(櫻野一・理事)
- 加藤 誠一(北草川・理事)
- 村上 訓(松島・理事) (敬称略)



問合先 | 総務課 (☎681-1111)

認知症講演会 開催

詩人・児童文学作家の藤川幸之助氏に認知症という病気や介護について、詩の朗読を交えてお話しいただきます。

日時 8月19日(火)
開場：午前9時30分
開演：10時～正午

場所 氏家公民館ホール

定員 300名

対象 小学4年生以上

参加費 無料

申込方法 二次元コードまたは電話

申込期限 8月8日(金)

申込はこちら▶



さくら市認知症講演会

支える側が支えられるとき

～認知症の母が教えてくれたこと～

8月19日(火)
氏家公民館ホール 入場無料
(さくら市櫻野1322-8)
10:00～12:00 (開場9:30)
詩人・児童文学作家
講師 **藤川幸之助氏**

提供・長崎新聞社

認知症の母を
老人ホームに入れた。
認知症の老人たちの中で
静かに座って私をつめる母が
涙の向こう側にはなやみ見えた。
何か分るはずなのに分らない。
私をささぐった瞬間に
そしてまたもまたも
私の後をついてきた。
私がホームから帰って来ようと
私を出ていった。私の前に
母はひたひたにうつむいて
ずっとその顔を見つめているんだと聞いた。
それでも
母を老人ホームに入れたまま
母にとっては重い重い扉を
私はひらいて開けて
また今日も帰る。
満月の夜、母を施設に置いて (中絶)

問合先 | 高齢課 (☎681-1155)

お知らせ

年金の切替え手続きを
忘れずに

20歳以上60歳未満の方が、会社を退職をして、農業者、自営業者、無職、学生、フリーター等になったときは、国民年金への切替えが必要です。年金の未加入期間がないよう、退職したら早めに手続きをしてください。

▼持ち物

● 厚生年金被保険者喪失証明書など(厚生年金被保険者の資格を喪失したことがわかるもの)
● 年金手帳または基礎年金番号通知書

● 運転免許証やマイナンバーカードなどの身分確認書類

問 宇都宮東年金事務所

☎(683)3211

市民課

☎(681)1116

喜連川市民生活室

☎(686)6611

国民年金保険料の免除受付

収入の減少や失業などにより国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料の免除・納付猶予の申請ができます。

▼対象期間

7月～令和8年6月(過去分は、2年1か月前まで)のばって申請が可能

▼申込期間

7月1日(火)～

▼持ち物

次のうちいずれか1点

▼年金手帳

● 基礎年金番号通知書

▼マイナンバーカード

※失業を理由に申請するとき
は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写しをお持ちください。

問

宇都宮東年金事務所

☎(683)3211

市民課

☎(681)1116

喜連川市民生活室

☎(686)6611

カメムシによる農作物被害が増えています

近年、カメムシ被害による水稲や果樹などの収量および品質の低下が著しく増加しています。

県ホームページ内に開設された「カメムシ防除作戦」を活用し、発生状況に応じて適期に防除しましょう。

問

農政課

☎(681)1117

詳細はこちら▶



7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

安定した血液の確保のためには多くの方のご協力が必要不可欠です。献血は命を救うボランティア、この機会に一度献血に行ってみませんか。

問

健康増進課

7月1日(火)～31日(木)

☎(682)2589

詳細はこちら▶



専門職が健康をサポート！訪問・電話等による健康支援

市民の皆さんの健康維持・増進を目的として、保健師や管理栄養士等による支援を実施しています。

▼支援内容

- 健康状態の確認
- 生活習慣病予防等の保健指導
- 健康診断の案内
- 医療や介護、福祉等の必要なサービスの案内 など

問 健康増進課

☎(682)2589

リチウムイオン電池の処分方法

パソコンやスマートフォン等を使用されているリチウムイオン電池がごみ収集車やごみ処理施設で衝撃を受け、発火する事故が増えています。

パソコンは市役所や支所での拠点回収、またスマートフォン・加熱式たばこ・モバイルバッテリーなどは、中身の見える袋に入れて「不燃ごみ」の日にコンテナの中の一番上に乗せて出してください。

問 生活環境課

☎(681)1126

さくら市消防団応援の店が増えました

新しく次の事業所が登録となりました。消防団員の方はぜひご利用ください。

● コスゲトチタテモノ(株)

1 引越し優待

基本料金20%オフ

2 賃貸借

仲介手数料10%オフ

3 売買

仲介手数料10%オフ

市では、地域のために尽力している消防団員を応援いたたく「消防団応援の店」を募集しています。

問

総務課

☎(681)1111



地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

高齢者の皆さんがいつまでも安心して生活できるよう、さまざまな相談を受付けています。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師がチームを組み、それぞれ専門的な立場で支援を行います。お気軽にご相談ください。

▶介護や健康のこと

- 介護保険制度
- 介護予防や健康づくり
- 介護する家族の支援 など

▶さまざまな相談ごと

- 生活全般に関する相談
- 高齢者の家族や地域住民などからの相談等
- 認知症のこと など

▶権利や財産のこと

- 成年後見制度
- 高齢者虐待の対応 など



地域包括支援センターエリム

受付時間 午前8時30分～午後5時30分
(土日祝、年末年始を除く)

担当地区 氏家地区の右記以外の地区

問合先 ☎681-1150



地域包括支援センター而今

受付時間 午前9時～午後6時
(土日祝、年末年始を除く)

担当地区 喜連川地区、押上、長久保、蒲須坂、箱森新田、松山新田、松島

問合先 ☎685-3294



問合先 | 高齢課 (☎ 681-1155)

お役に立ちます! 随時 会員募集
シルバーパワー!!

(公社)さくら市シルバー人材センター

シルバー派遣事業も
行っています。

植木・草刈り・除草・障子張り・
塗装・大工仕事など
お気軽にご相談ください。

本所
さくら市氏家2190-7
TEL・FAX.682-1369

喜連川事業所
さくら市喜連川4420-1
TEL・FAX.686-6225

さくら市営温泉 スタッフ (臨時職員) 募集中

勤務地 : もとゆ・露天風呂

年齢 : 65歳まで (70歳までの再雇用制度あり)

勤務時間 : 8時間勤務 土日祝日勤務・早番遅番あり

賃金 : 日給8,040円 21日勤務の場合

問合せ先 : 028-686-3284もとゆ温泉

お知らせ

介護保険負担限度額認定
証の更新手続き

負担限度額認定証をお持ちの方には、7月中旬に更新のお知らせを郵送します。更新を希望される方は、8月29日(金)までに申請してください。

▼認定要件

- 1 世帯全員が住民税非課税(世帯が別でも配偶者が課税されている場合は対象外)
- 2 預貯金等の資産合計額が基準額以下(合計所得金額、年金収入額により基準額が異なります)
- 3 介護保険料を滞納をしていない

問 高齢課

☎(681)1155



詳細はこちら▼

介護保険負担割合証は
8月更新です

7月中旬に要支援・要介護認定の方、サービス・活動事業(第一号事業)の対象の方へ、「介護保険負担割合証」を郵送します。

問 高齢課

☎(681)1155



詳細はこちら▼

災害情報のテスト配信

▼日時 7月18日(金) 午後1時

▼対象

災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方、または個別避難計画を作成されている方(本人、緊急連絡先、避難支援者)

▼配信方法

音声ガイダンス、SMS

※固定電話、携帯電話の両方を登録している方はSMSのみ配信

新たに災害時避難行動要支援者名簿への登録を希望される方はお問合せください。

問 高齢課

☎(681)1155

開催

こころのメンテナンス

臨床心理士が相談に乗り
ます。

▼日時 7月14日(月)

1 午前9時～ 2 午前10時～
3 午前11時～

▼場所

氏家保健センター

▼対象

市民とその家族

▼費用

無料

※週間前までに要予約

▼申込・問合先

健康増進課

☎(682)2589

第35回鬼怒川・小貝川
クリーン大作戦

「河川愛護月間」の一環
として、河川に愛着と親し
みを持つってもらうことを
目的に、鬼怒川の一斉清掃
を実施します。

▼日時 7月12日(土)

午前7時～ 1時間程度

▼集合場所

氏家ゆうゆうパーク
正面駐車場階段上

問 建設課

☎(681)1119

再生品の提供事業

搬入されたごみのうちキ
ズや汚れが少ないもの、ま
だ使用できるものを無料で
提供します。

▼対象

18歳以上の市内在住者

▼申込期限

7月23日(水)

午前9時～午後4時30分
(土日・祝日は除く)

▼申込方法

エコパークしおやにお越し
いただき、申込書を提出。

問 塩谷広域行政組合

エコパークしおや

☎0287(53)7370

子育て練習講座

子どもとのかかわり方
に悩んでいませんか? 子
どもの褒め方・叱り方の基
礎を練習する講座です。

▼日時 7月15日(火)

午前10時～正午

▼場所

氏家保健センター

▼対象

市内在住の未就学児から小
学生の子どもを養育する保
護者等

▼定員

先着10名

▼受講料

無料

▼申込・問合先

こども家庭センター

☎(616)3714

詳細はこちら▼



寄付

ありがとうございます

●社会福祉協議会

14,180円 押上公民
館サロン会

38,957円 いきいき
クラブ槐の会

20,000円 連合栃木
なんたい地域協議会

フードバンク

10,000円 匿名

●桜の郷づくり事業
15,087円 氏家観光
協会

選挙管理委員会委員が決まりました

市選挙管理委員会の委員に、次の方々が選任されました。
今後4年間の任期の間、適正な選挙の執行や投票率向上のための啓発事業等にご尽力いただきます。
よろしくお願いします。



坪山 昇
委員長



津浦 幸夫
委員長職務代理者



杉山 和利
委員



軽部 勝子
委員

問合先 | 選挙管理委員会 (☎681-8033)

きぬの里地内の公園の名称を変更しました

昨年度「さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業」の完了に伴い、町名が「きぬの里」に変更になりました。町名の変更に併せて、区画整理地内の都市公園の名称を次のように変更しました。

変更前	変更後
上阿久津台地街区公園1号	きぬの里1号公園
上阿久津台地街区公園2号	きぬの里2号公園
上阿久津台地街区公園3号	きぬの里3号公園
上阿久津台地街区公園4号	きぬの里4号公園
上阿久津台地街区公園5号	きぬの里5号公園
上阿久津台地近隣公園	きぬの里近隣公園

問合先 | 都市整備課 (☎681-1120)

感情を育むキッズスクール

まずは体験してみよう!

夏のキッズスクール 体験教室

体験・ご入会で特典GET!

サクラ店 Plaza sakura

〒329-1312 坂本員さくら市標野1633-2

TEL.028-682-0577

ご予約・お問合せはこちらから!

スイミング ダンス 体育 バレエ

LINE

募集

夏休み期間中の放課後児童クラブ (学童保育)

夏休み期間中、保護者・家族の就労などにより、日中児童だけになってしまいう世帯を対象に放課後児童クラブを実施します。

▼期間

7月19日(土)～
8月26日(火)

※日曜・祝日を除く

▼時間

午前7時30分～午後6時30分
(午後6時30分以降の延長保育は各施設で対応時間が異なります。直接お問合せください。)

▼場所

氏家・上松山・喜連川児童センター
南・押上・熟田小放課後児童クラブ

▼申込先

氏家小学校区
氏家児童センター
☎(612)6145
上松山小学校区
上松山児童センター
☎(616)3660

社会福祉協議会氏家支部
☎(682)2217
押上・熟田小学校区
社会福祉協議会氏家支部
☎(682)2217

喜連川小学校区
喜連川児童センター
☎(678)2651

南小学校区
南小放課後児童クラブ
☎(612)2215

問合先

☎(681)1125

放課後児童支援員

市内各放課後児童クラブ(学童保育)で働く放課後児童支援員(学童指導員)を募集しています。18～65歳までの児童の健全育成に意欲のある方のご応募お待ちしております。

応募方法、勤務形態の詳細は市ホームページをご覧ください。

☎(681)1125

詳細はこちら



介護職員初任者研修

この研修を修了することで、高齢者や障がい者の介護の公的な仕事をする事ができます。

▼日時

10月4日～12月27日までの毎週土曜・祝日

令和8年1月10日修了式

おむね午前9時～午後4時

※その他課題提出と2日間の施設研修あり

▼場所

グループたすけあいエプロン(高根沢町)

▼定員

先着20名

▼受講費用

8万円

※諸要件を満たせば全額助成を受けられます

▼カリキュラム

全130時間
(通信課程40・5時間を含む)

▼申込期限

9月30日(火)

▼申込・問合先

NPO法人グループたすけあいエプロン
☎(676)1100

中学生アメリカ派遣団員

派遣期間
令和8年1月14日(水)～
22日(木)

▼派遣先

アメリカ ロサンゼルス
ランチョ・パロス・ベルデ
ス市

▼募集人数

20名程度

▼対象

市内在住の中学2年生
※市外の学校に通う生徒も対象

▼申込期限

7月23日(水)
学校教育課

☎(686)6620

詳細はこちら



ひろまの整骨院
HIROMANO SEIKOTSUIN

HP さくら市 ひろまの整骨院 検索

LINE予約はこちら

050-8887-2312

〒329-1311 さくら市氏家2532-7

桜を守ろう！STOPクビアカツヤカミキリ

令和6年度は1本の樹木に被害が確認され、伐採済みです。

▶ どんな被害があるの？

クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木内部に入り込み、樹木の内部を食い荒らすことで、樹木が弱り枯れてしまいます。被害があると幼虫が樹木を食い荒らした際に出る糞や木くずが混じった「**フラス**」が排出されるので、目印となります。

▶ 被害を受ける可能性がある樹木

桜、ウメ、モモ、スモモ、プルーン、アンズ、サクラボ、アーモンド

※他樹木への被害は確認されていません。

▶ 成虫の特徴

- 全体が光沢のある黒色で、クビの部分赤い。
- 成虫は6月～8月に現れる。
- 体長は2～4cm

※成虫を見つけたら踏みつけるなど捕殺してください。

▶ 被害（フラス）を見つけたら

被害にあった樹木は、幼虫が羽化しないようネット巻きした上で、他の樹木に被害が及ばないよう、伐採する必要があります。

伐採のための補助金がありますので、お問合せください。



フラス▲ クビアカツヤカミキリの成虫▲

お願い

被害が拡大すると農産物に影響を及ぼすほか、花見ができなくなる可能性もあります。対象樹木の所有者は、フラスがないかご確認ください！

クビアカツヤカミキリを発見した方は、**報告フォーム**からお知らせください。



報告はこちら▲



詳細はこちら▲

問合せ先 | 生活環境課 (☎681-1126)

人権擁護委員の退任者・新任者のご紹介

人権擁護委員の福田 雅章さん(栄町)が退任されました。福田さんは令和4年7月から3年間、多くの人権啓発活動や相談業務に貢献されました。大変お世話になりました。

後任として、山口 昭子さん(喜連川)が7月1日付で法務大臣から、新たに人権擁護委員に委嘱されました。よろしくお願いします。



山口 昭子 委員▲

問合せ先 | 福祉課 (☎681-1160)

募集

戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加者

日本遺族会では、父等の戦没した旧地域を訪れ慰霊追悼および現地の方々の友好親善を図る事業への参加者を募集しています。

対象

戦没者遺児

参加費

10万円

申込・問合先

県遺族連合会
☎(622)3180

各種自衛官

自衛官候補生

申請期間

8月1日(金)～9月4日(木)

試験日

受付時にお知らせ

試験会場

宇都宮駐屯地および北宇都宮駐屯地

応募資格

18歳以上33歳未満

一般曹候補生

受付期間

7月1日(火)～9月2日(火)
一次試験
9月14日(日)、15日(月・祝)
二次試験
10月18日(土)、19日(日)
※いずれかの1日

試験会場

宇都宮駐屯地

応募資格

18歳以上33歳未満

問

自衛隊栃木地方協力本部

大田原地域事務所

☎0287(22)2940

申込はこちら▼



県警察官・警察行政職員

警察官

申請期間

7月11日(金)～8月15日(金)

試験日

9月21日(日)

試験会場

県警察学校

警察行政職員等

受付期間

7月11日(金)～8月15日(金)

試験日

9月28日(日)

試験会場

県庁研修館等

さくら市の人口

令和7年6月1日現在
(前月比・毎月人口推計)

■人	□ 43,819人(+20人)	■転入	144人
■男	22,728人(+18人)	■転出	110人
■女	21,091人(+2人)	■出生	21人
■世帯数	17,318世帯(+26)	■死亡	35人

問 さくら警察署警務課
☎(682)0110

詳細はこちら▼



都市計画の構想の縦覧および公聴会の実施

県が決定する都市計画の構想について、縦覧と公聴会を実施します。

意見申出書を提出することができるほか、希望する方は公聴会で公述人として意見を述べることができます。

名称

①さくら都市計画区域の整備、開発および保全の方針(さくら都市計画区域マスタープラン)

②区域区分の変更

対象区域 市内全域

縦覧期間 7月15日(火)～29日(火)
(土日・祝日を除く)

提出方法

意見の趣旨、理由および公述人となる意思の有無を記入し、持参または郵送

公聴会

日時 8月29日(金) 午後6時30分

場所 市役所第2庁舎 2階 第1・2会議室

※公述を希望する方がいない場合は、開催しません。

提出・問合先 | 県土整備部都市政策課 (☎623-2465)
矢板土木事務所企画調査課 (☎0287-44-2189)
都市整備課 (☎623-2465)

「ゆめ！さくら博&福祉まつり」出店・出演者募集

誰もが生きやすい「共生社会の実現」に向け、今年も「ゆめ！さくら博」と「福祉まつり」を合同開催します。参加資格や申込方法の詳細は市ホームページを確認するか、生涯学習課にお問合せください。

日時 10月18日(土)、19日(日)
午前10時～午後2時

場所 氏家公民館・氏家体育館・屋外

申込方法 申込用紙（生涯学習課・氏家公民館で配布、市ホームページから入手可）に必要事項を記入し、生涯学習課または氏家公民館に提出。

※昨年、福祉まつりに参加された出店者については、社会福祉協議会より案内通知が送付されます。

	ゆめ！さくら博	福祉まつり
内容	●体験コーナー ●作品展示 ●発表（音楽、ダンス、舞踊）	●福祉施設紹介 ●福祉体験 ●模擬店
申込期間	7月18日(金)	

※内容は、変更になる場合があります。

詳細はこちら▶



問合先 | ゆめ！さくら博(生涯学習課) (☎686-6621)
福祉まつり(社会福祉協議会) (☎686-2670)

市営住宅入居者募集

申込期間 7月1日(火)～8日(火)
午前8時30分～午後5時(平日のみ)
※申込者多数の場合は抽選会(7月10日(木))を開催します。

入居時期 8月1日(金)

申込方法

申込書（建設課・喜連川市民生活室で配布、市ホームページからも入手可）に必要書類を添付し、建設課にお申込みください。また、申込条件がありますのでお問合せください。

住宅名	上阿久津
募集戸数	1戸
完成年度	平成15年
階数	2階建
間取り	3DK
家賃	17,500円～26,100円
単身入居	不可
敷金	家賃3か月分

問合先 | 建設課 (☎681-1119)

さくら市

会計年度任用職員募集

一緒に働きませんか？

市ホームページで募集職種や勤務条件などを公開中！

【申込方法】
会計年度任用職員採用申込書に記入し、郵送または持参。

詳細はこちら

申込・問合先 | 総務課 | 681-1111

はじまります！**国勢調査**

インターネット回答で
なんたん便利に！

調査期日
2025年
10月1日

国勢調査2025